

「岩倉市子ども未来応援計画（案）」に対する ご意見と市の考え方（実施結果）

「岩倉市子ども未来応援計画（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和7年2月

岩倉市健康こども未来部こども家庭課

1 意見募集の概要

（1）意見の募集期間

令和6年12月23日（月）～令和7年1月23日（木）（32日間）

（2）意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

（3）閲覧場所

情報サロン、こども家庭課、市ホームページ

（4）意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、投稿フォーム

2 募集結果

（1）意見者数 2件（個人：2人、団体：0団体）

（2）意見件数 15件

3 ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

「岩倉市子ども未来応援計画（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧）

No.	ページ	意見の要旨	市の考え方
1	全般	岩倉市の人口減少、特に労働生産人口の減少を食い止める上で重大な施策は、出産・育児への積極的な助成と、市外からの移入促進であると考えます。 本案では多様な施策を企図していることが理解できた。これら多くの施策を確実に実行し成果の顕在化を図っていただきたい。	本市の全ての子どもたちが、基本目標である「権利の主体である子ども」「安定した環境で健康に育つ子ども」「社会や地域で安心して育つ子ども」「将来に希望を持つ子ども」であることができるよう、本計画に掲載した施策に取り組んでいきます。
2	6	<u>第2章－2 基本目標③</u> 下から2行目追加・・・快適で安全にすごせる環境づくりを<u>マルチパートナーシップにより</u>推進していきます。（下線部追加）	本計画では、基本理念の中で「社会全体で子どもの意見を尊重し、マルチパートナーシップによるまちづくりや子どもに関する施策を推進することが重要です」とうたっており、4つの基本目標についても、それぞれの目標において、行政だけでなく様々な主体によるマルチパートナーシップにより施策を進めていきます。 今回、基本目標③に「マルチパートナーシップにより」を加えるご提案をいただきましたが、これ以外の基本目標についてもマルチパートナーシップにより取り組んでいきたいと考えていますので、原案のとおりとさせていただきます。
3	7	<u>第2章－3 施策の体系（表）</u> 基本目標1（1）①子ども自身による子どもの権利の<u>理解の推進</u> → <u>理解獲得の推進</u> 基本目標1（1）②保護者や社会全体での子どもの権利の<u>理解の推進</u> → <u>理解獲得の推進</u> 基本目標2（2）①安心して子どもを生み、親として成長することへの<u>支援</u> → <u>不安解消・支援</u> 基本目標3（1）質の高い<u>教育・保育の提供</u> → <u>の</u>を抹消	基本目標1（1）①②について：子どもの権利について知識のない者に子どもの権利を知ってもらう「<u>理解獲得の推進</u>」だけでなく、既に子どもの権利を知っている者がより理解を深める「<u>理解の推進</u>」もしていくことから、原案のとおりとさせていただきます。 基本目標2（2）①について：「支援」という言葉の中に「不安解消のため行う支援」を含んでいますので、原案のとおりとさせていただきます。 基本目標3（1）について：ご意見のとおり修正させていただきます。

4	9	第3章－基本目標1（1）事業方針③子どもの権利を守る取組の推進 「岩倉市子どもの権利の日と週間」を、当該時期に発行される「広報いわくら」と中日新聞のMOVE－ITに掲載して周知したかどうか。	岩倉市子どもの権利の日と週間につきましては、11月20日が岩倉市子どもの権利の日であることから、これまで広報いわくら11月号にて周知を図ってまいりました。今後も、広報いわくら11月号で周知していきます。 また、広報紙以外として、市の子育て情報を発信するい〜わキッズでの周知を行うほか、ご意見いただいた中日新聞のMOVE－ITをはじめとした外部媒体についても、今後検討していきます。
5	10	第3章－基本目標1（2）事業方針①子供の意見表明・参加の場づくりの推進 「子どもの意見・表明参加の場として、子どもが行事の企画やまちづくりに参画できる機会の拡大に努めます。」のあとに、「そのために、子ども議会を設置します。子どもに関係するすべての施策は、子ども議会に諮られ、その提案は最大限に尊重されるものとします。」を追加することを提案します。 提案の理由は、子どもの権利条約第12条で「…自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」とうたっていますが、子どもにそのような権利を行使する場が確保されておらず、今回の子ども未来応援計画の原案についても、具体的に意見表明・参加の場の設置が提案されていないためです。 少し例をあげますが、学校プールの存続のような、子どもにとっては、極めて大きな影響を受ける事項の決定において、果たして、子どもが自由に意見を表明する権利が確保され、子どもの意見が尊重されるという経過がたどられたでしょうか？子どもが意見を表明する場の保証なしに、権利を確保することは非常に困難です。2006年の国連総会「障害者権利条約」採択の際に合言葉になった言葉は、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」でした。子どもたちの利害に関わる	事業方針①における「子どもの意見表明・参加の場として、子どもが行事の企画やまちづくりに参画できる機会」を拡大するとは、ご提案いただいたような、当事者である子どもたちが一同に介する議会のような形式や、個別の面談、インターネットやSNSを利用したアンケートなど、様々な形での意見表明・参加の場を想定しています。よって、意見表明・参加の場を子ども議会に限定せずに、原案のとおりとさせていただきます。 なお、現在においても、子どもたちに配布されているタブレットを通じてアンケートを実施したり、中高生を対象に、自分たちが行きたいと思える児童館を考えるワークショップを開催するなど、様々な形で子どもの意見表明・参加の場を設けています。

		ことを子どもの意見を聞かずに勝手に決めてしまうようなことがあってはなりません。そのためになくてはならないもの、それが子どもの意見表明と集約の場である子ども議会です。全国の 34.2%の自治体が子ども議会・若者議会に取り組んでいます。そして、先進的な自治体では、子ども議会・若者議会の提案・提言を受けて様々な事業が実現されていることが報告されています。岩倉市がこの分野で大きな遅れをとることのないよう、早急に子ども議会の設置に動き始めることを求めます。 「私たちのことを私たち抜きに決めないで」本気で子どもたちの声に耳を傾けようとする姿勢はあるか。すべての市民、私たちおとなが問われているのです。	
6	11	<u>第3章－基本目標2（1）事業方針②食育の推進</u> 1行目 対象に<u>認定こども園・私立保育園</u>は入れないのか。	ご意見いただいたとおり、認定こども園や私立の保育園・幼稚園においても食育を推進していますので、「公立保育園」を「認定こども園・幼稚園・保育園」に修正します。
7	17	<u>第3章－基本目標3（1）事業方針</u> 事業方針②と③の順序を入れ替え。（施策の順位として学校教育を優先） ③の4行目 地域と学校・家庭が連携し を <u>学校・家庭が地域と連携し</u> に変更。（上記と同じ理由による）	事業方針の順は、施策の優先順によって決めているものではありませんので、②と③を入れ替えたことで、学校教育をより優先する、ということにはなりません。なお、「(1)質の高い教育・保育の提供」の事業方針の順は、施策の優先順ではなく、施策の対象となる子どもの年齢順となっています。 事業方針②の「地域との連携による子育て支援」は、主に未就学児向けの子育て支援を推進するものであり、事業方針①の「質の高い乳幼児期の教育・保育の提供」に関連するため、①の次としています。 事業方針③の「地域と学校・家庭が連携し」については、行政として、地域とより一層積極的に連携していきたいという思いがありますので、「地域」を先に記載しています。

8	20	第3章－基本目標4（1）事業方針① 2行目 小中学校で、命の大切さと親子・家族の存在意義について学ぶ機会を設けます。（下線部追加）	現在、子どもを取り巻く親子・家族の形は多様性を増しているとともに、非常にデリケートな事柄となっており、小中学校において、授業で一律に取り扱うことは難しいと考えます。また、親子・家族の絆は、学校内だけでなく、家庭内や、成長の過程での様々な境遇の人との出会い、自身の妊娠・出産・子育ての機会など、あらゆるステージの中で学び感じられるものであると考えております。よって、原案のとおりとさせていただきます。
9	22	第4章－2教育・保育提供区域の設定 施設配置図は現時点（R6年度）を示しているか。五条川校区統合保育園開園時（R9年4月）の配置図も掲載すべきと考える。	施設配置図は、計画策定時点の施設名を記載しています。 ご意見いただいたとおり、計画策定時点で建設や廃止が決まっているものについては、配置図に掲載させていただきます。
10	23～27	第4章－3教育・保育の量の見込みと確保方策 五条川校区統合保育園開園に伴う通園幼児等の数の変化は考慮されているか。	令和9年度から開園予定の五条川小学校区統合保育園（以下「統合保育園」という。）は、2つの保育園を廃止して新たに1つの保育園を建設するものですが、統合保育園ができてでも保育の定員を拡充する予定はありません。統合保育園の定員は、既存の2園の定員数を合計した数となります。よって、統合保育園開園による保育の定員に変更はありません。
11	29	第4章－4（3）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） この事業は8年度からの新規事業であるが、積極的に周知に努め見込み数・確保目標量の増加をはかるべき。103万の壁が拡大されて若い母親にも働く機会の拡大とともに本事業の効用が期待できるかも。	ご意見いただいたとおり、広報いわくらをはじめ、市ホームページや、子育て支援センター、保健センター等の子育て関係施設において、周知を図っていきます。 女性の就労状況や各事業の利用状況については、今後も注視していきます。 なお、乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、女性の働く機会の拡大のために実施するのではなく、子どもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』ことを目的として実施するものです。
12	31	第4章－4（5）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 利用者の拡大についても上記理由で可能性あると考えたい。	
13	32	第4章－4（6）放課後児童健全育成事業 同上	

14	46	第4章－5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保 本施策は、教育・保育における内容格差の解消、幼児期保育から小学教育へのスムーズな移行などの点から必須かつ重要であると考ええる。この成果を常にフォローし、保育士・教師等現場従事者の働き方改革にも資するよう配慮が望ましい。	ご意見いただいたとおり、幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進は非常に重要です。本市では、小学校ごとに幼・保・小懇談会を開催して新入学児童の様子について情報交換を行ったり、毎月開催する公立保育園の園長会に、私立の認定こども園の園長や教育委員会の指導主事が参加して情報共有する等して、岩倉型幼保小連携を推進しています。 ご意見いただいた保育士・教師等現場従事者の働き方改革については、将来にわたる継続的な教育・保育の提供のためにも、推進していく必要があると考えます。
15	48	第5章－2 計画の進行管理 P D C A方式による管理において、重要な点はCとAである。計画未達などの原因を的確に抽出し、対策等を必要性に応じて他の自治体等における類似ケースも参考にして改善することが望ましい。	本計画の進行管理については、毎年度、市が関係各課の進捗状況を調査し、その結果を市の附属機関である岩倉市子ども・子育て会議に報告し、点検・評価を受ける形で行うこととなっています。その中で、適宜、事業の見直しを図っていきます。